

## 「群馬県いきいきGカンパニー認証企業 職場内家庭教育研修会」実施要綱

### 1 目的

この要綱は、「群馬県いきいきGカンパニー認証制度運営要領（所管：産業経済部労働政策課）」に基づき認証された企業が、職場において実施する家庭教育に関する研修会やセミナー等に対し、講師を派遣する「群馬県いきいきGカンパニー認証企業 職場内家庭教育研修会」（以下、「研修会」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### 2 対象者

群馬県いきいきGカンパニー認証企業（以下、「認証企業」という。）

### 3 実施の申込み

(1) 研修会の実施を希望する認証企業は、別記様式1により群馬県教育委員会生涯学習課に申し込むものとする。

(2) 毎年度1月末日を申込み期限とする。

また、研修会実施予定日の概ね一ヶ月前に申し込むものとする。

### 4 実施費用

研修会の実施に係る費用は、無料とする。

### 5 会場

研修会を実施する会場については、開催を希望する認証企業が用意する。

### 6 実施回数

各認証企業の実施回数は、年度内1回を上限とする。

### 7 研修内容

研修会で実施する内容については、家庭教育に関することとする。

### 8 講師

講師は、群馬県教育委員会が派遣するものとする。

### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は群馬県教育委員会生涯学習課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年9月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。